

長崎市農業委員会 令和7年1月総会 議事録

- 1 日 時 令和7年1月28日(火) 14:00 開会
15:05 閉会
- 2 会 場 長崎市役所7階 大会議室(長崎市魚の町4番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(19名)
井川 義英 池田 憲二 岩永 一也 岩本 隆 植田 正和
尾崎 正孝 上川 満治 柴原 恵 永岡 亜也子 野中 麻美
平尾 政博 増田 茂 松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男
森保 欣也 柳川 八百秀 山口 眞佐栄 山崎 実男
- 5 欠席農業委員(0名)
- 6 出席推進委員(22名)
今村 秀喜 浦川 英敏 川添 孝則 城戸 利美 久保 正
田中 幹生 鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人
野口 洋太郎 野本 英世 濱口 雅洋 本田 雅博 松浦 行信
松本 守 三浦 信男 宮崎 好徳 村田 美津枝 森内 悟己
山口 憲昭 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(2名)
濱口 敏夫 松本 貞幸
- 8 出席職員
【農委事務局】 萩原事務局長 木場事務長 茶屋本農政管理係長 木下農地係長
浦上主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から、令和7年1月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配布させていただいておりますので、ご確認ください。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。今年初めての総会となりますけれども、ちょうど任期の折り返しの始まりということでございます。これからまた気を引き締めて委員活動に励んでいただきたいと思います。それでは、1月の農業委員会総会を始めたいとおもいます。委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は19名であり、全員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は22名でございます。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。岩本隆委員と植田正和委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○岩本委員・植田委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は付議事項が6件ございます。まず初めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第1号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する田中町の農地2筆、366㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作できないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが田中町〇〇番〇の写真、次が田中町〇〇番〇の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で790日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、城戸利美推進委員より報告をお願いします。

○城戸推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月14日に私と松尾農業委員、事

務局とで現地確認を行いました。申請地は、自宅に隣接する農地を譲り受けるもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きます。第1号議案2番についてご説明いたします。本件は、兄弟で共有している柳谷町の農地2筆525㎡について、兄の〇〇さんの持分を、現在耕作管理を行っている弟の〇〇さんへ売買により持分を集約し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが柳谷町〇〇番の写真、次が柳谷町〇〇番〇の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、山下和孝推進委員より報告をお願いします。

○山下推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月17日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は兄との共有名義となっていた農地を、耕作を行っている弟に集約するもので、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きます。第2号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する上黒崎町の農地1筆について、通路及び駐車場として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は平成15年頃から既に通路及び駐車場として利用しており、追認許可申請となっております。なお、

申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。宅地への通路及び4台分の駐車場として利用しています。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

〇鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月14日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、平成15年から通路及び駐車場として利用しており、今回は追認許可申請となりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地への日照・通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。

〇議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

〇議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

〇委員全員 異議なし

〇議長 ありがとうございます。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

〇農地係長 それでは第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する田中町の農地3筆について、〇〇〇の〇〇〇が資材置場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が配置図でございます。現在諫早市飯盛町に資材置場を有しておりますが、受注量の増加により手狭となっており、当該地を新たに資材置場として利用する計画で、敷地の造成は行わず砕石を敷き均して使用します。雨水排水につきましては、自然浸透及び砕石の敷き均しにより敷地の勾配を道路側に取り、自然流下により敷地内側溝及び道路側溝

に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、城戸利美推進委員より報告をお願いします。

○城戸推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月14日に私と松尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、資材置場として転用を行うものですが、敷地の造成は行わず、現状のまま砂利を敷き均して使用します。また、隣接する農地もないことから転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第3号議案2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さん及び〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地2筆について、〇〇〇の〇〇〇が住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。建築条件付販売予定地としての宅地造成が目的の申請となっておりますが、基本的には、建売住宅と同様の考え方で、契約がなされなかった区画につきましては、転用実行者が住宅を建築することが条件となっております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。旧用悪水路は用途廃止しを行い、敷地の中央部に道路及び付け替えた水路及び側溝を整備し、6区画の宅地造成を計画しております。雨水排水につきましては、側溝設置により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流します。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月16日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、6区画の分譲住宅地を整備する計画で、1m程度の切土、盛土により敷地を造成します。敷地内には側溝を設置し、雨水を集水して水路に放流するなど、被害防除計画も適切であり、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第3号議案3番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇〇が作業場及び駐車場設置の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、敷地の造成は行わず現状のまま、鉄骨平屋建ての作業場と駐車場を整備する計画となっております。雨水排水につきましては、自然浸透及び敷地内側溝から道路

側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員に報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月16日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、管工事の設備制作のための作業場及び駐車場を整備する計画ですが、周囲は宅地化が進んでいるほか、敷地の造成は行わず現状のまま使用するため、土砂等の流出の恐れもなく、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問などございませんか。

○柴原農業委員 ちょっと確認ですけど、2番の用悪水路はどうなっていますか。

○農地係長 用悪水路につきましては、所管課と協議し、用途廃止後、付け替えを行います。付け替え後の面積の差の分は払下げを受けるということで許可を取っています。

○柴原農業委員 付け替えですかね。

○農地係長 付け替えです。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番と2番につきましては、借受人が同一でありますので併せてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇

さんが所有する宮崎町の農地1筆707㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆707㎡について、10年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。続きまして2番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆488㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆488㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,090㎡となり、利用につきましては、1番、2番ともに露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 1番と2番の現地調査についてご報告いたします。1月15日に私と事務局とで現地確認を行いました。1番・2番ともに利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第4号議案3番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆434㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆、434㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,145㎡となり、利用につきましては花卉の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、5番の議案説明後、併せてご報告いたします。

続きまして第4号議案4番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆866㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆866㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の長崎市地産地消振興公社へ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、6,741㎡となり、利用につきましては露地野菜を栽培しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、5番の議案説明後、併せて報告します。

続きまして第4号議案5番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する為石町の農地7筆7,901㎡のうち2,765㎡につ

いて、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地7筆2,765㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は11,319㎡となり、利用につきましてはビワとアボカドの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 3番から5番の現地調査について報告します。1月15日に私と事務局とで現地確認を行いました。3番は利用権の新規設定を行うもので、利用については花卉の栽培を予定しています。

4番は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。

5番は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはビワとアボカドの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第4号議案6番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆1,113㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,113㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,977㎡となり、利用につきましては露地野菜を栽培しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、1月15日、松本貞幸推進委員にお願いし、特に問題ないとの意見をいただいています。

続きまして第4号議案7番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆1,330㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,330㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,905㎡となり、利用につきましては水稻を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、田中幹生推進委員より報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月16日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以

上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地利用集積等促進計画の要請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、令和3年11月に中間管理機構へ利用集積し、〇〇〇の〇〇さんに利用権を設定した田手原町の農地3筆998㎡について、権利の移転により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の再配分は残期間の6年8カ月となっております。設定後の経営面積は、8,906㎡となり、今回配分された農地では花卉の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、村田美津枝推進委員より報告をお願いします。

○村田推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月15日に、私と山口農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については花卉の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり

り農地中間管理機構に要請することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり農地中間管理機構に要請することに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。1番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆で、面積は267㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月15日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 報告事項1「事務局長専決事項」についてご報告いたします。報告事項の資料1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出は、3件提出されました。続きまして、2ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内で権利の移動が伴う転用の届出が、3件提出されました。合計6件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、1月10日に開催されました。資料は、3ページと4ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は12月の総会で審議いたしました、琴海村松町の太陽光発電用地の第5条の転用許可についての諮問案件がございましたが、異議なしとの答申を得ております。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和6年度農業委員会会長・事務局長会議、研修会（後期）について」事務局から報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、令和7年1月17日金曜日に開催されました、令和6年度農業委員会会長・事務局長会議（後期）に、平尾会長と萩原事務局長が出席されましたので、主なものについてご報告いたします。左上に②-1と記載した報告事項の資料の1ページをご覧ください。当日は次第3の（1）から（4）に記載のとおり、現在の農業委員会に関する国の情勢や、県内各農業委員会の令和6年度重点活動の進捗状況、そのほか、今年1月に長崎県農業会議が県に提出した意見・要望書の内容などについての説明があり、意見交換を行っております。なお、次第3の（2）、令和6年度重点活動の進捗状況につきましては、資料の2ページに令和6年12月末の実績数値を掲載しております。また、次第3の（3）、長崎県の農業施策に関する意見・要望書については、資料の3ページと4ページに県農業会議から県に対して提出した意見・要望書の項目について、掲載しておりますので、ご参照ください。そのほか、次第のとおりですが、ご興味のある項目がありましたら、事務局に資料がございますので個別に閲覧ください。報告は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今の件について、皆様から、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項4「令和6年農作業料金・農業労賃に関する調査について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、報告事項4「令和6年農作業料金・農業労賃に関する調査について」説明させていただきます。引き続き、資料の5ページをご覧ください。この調査は、全国農業会議所による全国統一調査として毎年実施されているもので、農業・農村における労働状況を把握し、適正かつ合理的な標準賃金・料金の作成、農業労働力確保の推進を行い、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的としたものです。本調査につきましては、資料7ページのとおり、例年同様、森山委員にご協力をいただき、琴海地区の情報を作成していただいておりますのでご報告させていただきます。また、参考としまして8ページに昨年度の内容を添付しておりますのでご参照ください。森山委員にお

かれましては、誠にありがとうございました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。この件について、皆様から何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1「農地利用意向調査の未回答者への個別訪問による調査について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項 1「農地利用意向調査の未回答者への戸別訪問による調査について」ご説明させていただきます。左上に③と記載したその他の事項の資料 1 ページをご覧ください。農地利用意向調査は、農地法第 32 条の規定に基づき、遊休農地所有者に対し、農地の利用意向について調査を行うもので、農地利用状況調査の結果、遊休農地（A分類）と判断された 225 世帯、363 筆の農地の所有者を対象として、昨年 12 月 9 日に利用意向調査票を送付しております。調査票の回答期限は、1 月 17 日としておりましたが、先週の 1 月 24 日までに回答があった世帯は 96 世帯で、回収率は 42.7%となっております。未回答の調査対象者に対し、該当する委員の皆さんに個別訪問をお願いさせていただくこととなりますが、その手順についてご説明いたします。まず、資料中段の調査手順の 1 に記載しておりますが、未回答者の調査票とリストを、本日、それぞれの地区の農業委員さんに配布しておりますので、担当の推進委員さんと調整をお願いします。なお、再度のお願いにおける調査対象者からの提出期限は 2 月 28 日としております。

次に、手順の 2 に記載しておりますとおり、未回答者宅を訪問いただき、調査の対象となっている農地の利用意向の確認をお願いします。なお、未回答者から事務局に提出があった場合は、担当地区の委員さんへ随時連絡します。利用意向の選択肢は、①農地中間管理事業を利用、②自ら買い手または借り手を見つける、③自ら耕作する、④その他、⑤現在耕作中の 5 つの選択肢になります。どうしたらいいかわからないという方へは、①の農地中間管理事業の利用を勧めていただきますようお願いいたします。また、対象の農地の場所がわからないという方については、④を記載していただき、備考欄に場所がわからない旨の記載をするようご説明をお願いします。また、訪問先で対象者から、本調査に対する苦情等により協力を頂けない場合は、改めて事務局で対応しますので、事務局に連絡をお願いします。最後に、手順の 3 に記載しておりますが、回収につきましては、訪問された委員さんが回収して事務局へ提出いただくか、同封しております返信用封筒にて所有者から郵送で返送いただくようお伝えいただくか、どちらかの方法でお願いします。なお、調査票を回収した場合の事務局への提出期限は、3 月 5 日までとさせていただきます。ご多忙の中大変申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、何か皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項2「令和7年度運営委員会・総会日程について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項2「令和7年度 運営委員会・総会開催日程について」説明させていただきます。資料は引き続き2ページをご覧ください。令和7年度の運営委員会及び総会の開催予定表をそれぞれ掲載しております。開催日につきましては、総会での議案になる農地法にかかる許認可申請などの受付期間及び、申請受付後の現地調査の期間、並びに申請書の県への進達日を考慮して予定を組んでおります。ちなみに、11月総会の開催日ですが、今年度は平尾会長の東京出張と日にちが重なり、当日出席できないということがありましたので、来年度の開催日については、関係機関に確認のうえ、東京出張と日程が重ならないよう調整をしております。なお、開始時間につきましては、基本的には14時から、会場につきましては、運営委員会は市役所14階会議室、総会はこちらの7階大会議室を使用する予定としております。なお、日程及び会場については、その時の状況により変更となる場合がありますことを申し添えます。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、何か皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項3「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項3及び4について、続けて説明させていただきます。まず、その他の事項3「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」でございます。資料は3ページをご覧ください。令和6年度の目標部数は120部となっております。現在の購読部数は先月の報告以降、1件の新規申し込みがありましたので、103部となっております。今年度も残り少なくなってきました。目標達成に少しでも近づくようご協力をよろしくお願いいたします。

次に、その他の事項4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について説明いたします。資料4ページ及び5ページに「令和6年度下半期の活動記録集計表」を

記載しております。ご確認いただき、日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合や、上半期の集計を確認したい場合は、後程事務局にご連絡ください。その他の事項3及び4についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何かご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

○上川農業委員 少し戻りますが、会長お答えいただければと思います。資料③の知事あてに意見書の提出をしたということで、その中で、長崎市の会長としても令和6年度の県の農業施策に関する意見・要望書の3の新規参入の促進についてということで、これからのだいが変わった点ということで、親元新規就農者への支援ということをご提案をされております。この辺を具体的な格好で、できる範囲で結構ですので説明を加えていただければと思います。

○議長 新規就農には皆さんご存じのとおり色々な支援策があるわけですが、親元というのがなかなか今まで支援が無かったわけですね。そういうことで、親元就農が一番持続的にしていくには確実な形態じゃなかろうかということで、新規就農くらいの支援をお願いしたいということで要望をあげておるわけです。

○上川農業委員 ありがとうございます。というのはやはり今まで、新規就農が別の事業をする人に支援を厚くしますよというような格好だったんですけれども、継続して機械や施設の利用というのが大きく変化してきたというふうなことで、今の現状でも、継承して支援策を受けられますよということに値すると思いますので、この辺も各委員さんで把握されて地元に戻られて、誰かがいたら、そういった説明を加えていただければと思います。

○議長 ありがとうございます。長崎市も経営継承をした場合は、100万円以内やったですかね、支援をしているようなんですけれども、そのために、経営継承をやるんじゃなかろうかなというところには、農林振興課から電話をして、どういう状況になってますかということで予算確保のために確認しているように聞いております。上川委員からも話があったように、やはり親元就農を今から特に大事にしていってほしいので、皆さんもひとつよろしくをお願いします。

○上川農業委員 とくに何かの足がかりがあると、次の後継が新しくできていくという部

分に結びついていきますので、その辺を事務方も一緒になって説明と支援を継続してほしいと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。やはり親元就農をして、若い人が就農するとそこに人が寄ってくるわけですね、若い人が頑張っている地域に、最近も琴海にも1人就農したいということで世話をしているんですけども、若い人たちが頑張っているのも私もこの地域で農業をやりたいということをお願いがぁっている件もありまして、色々な支援や方法などを今から探っていければということによっておりますので、皆さん方も機会があればご協力をお願いいたします。他にございませんか。

○城戸推進委員 一番大事な項目と思いますので、1番と2番について考え方等々を申し上げますが、今回、天草の研修会に行って勉強させていただきました。その中で、(3)の中山間地における農地基盤整備の推進ということで、あそこは希望参入とかいろんな手当をされておるんですけども、当地区においてはなかなか後継者がいないので、そこを今後どうするかというのが一番大事かなと、この間研修会に行って勉強しました。

2点目、遊休農地の発生防止。所有者不明農地の解消というのがご存じのとおり、昨年の4月から義務化になって、所有者不明農地がいっぱいあるということですね、何かのついでにこれをなんとかせんといけんということ呼びかけておるんですけども、フォロー体制というのは誰がすべきか、またどういう連携をとるか今後大事になってくると思っておりますのでお考えをよろしく願います。

○議長 遊休農地は今から段々解消していけということで、国から来ておりますけれども、一番は担い手の確保だと思います。中間管理事業の2分の1の補助事業でも借りて、やっていけるような事業を共有して頑張っていければと思っております。それから、所有者不明の土地については、今登記されておるわけですけども、とにかく、それがどうなるのかというのは私もはっきりと申し上げることはできないんですけども、所有者不明農地はなかなか難しい問題ですので、皆さんと一緒に、また関係機関と協議しながらやっていきたいと思っておりますのでよろしく願います。

○事務長 基本的には3年以内の登記をしないと10万円以内の罰金ということになっていきますので、相続の調査は本籍を調査すればできますから、その辺まで法務局がやっておりますが、まだ施行されたばかりですから、相続を調査した上で、相続人の方には通知が行くと思っております。それで登記されなければ罰金ということで、例えば司法書士さんに頼むとするとお金がかかりますよね、そちらと罰金とで比較みたいなことを考える方もいらっしゃるかもしれません。司法書士さんに頼むとそれはそれで費用が掛かるので、罰金やむなしぐらいなかんじの人もいないとは言えないんですけど、基本的にはそういうのは嫌がるでしょうから、その中でどういう実効性を持たせて、法務局が本気でやるのかなと思っておりますけど、法律的に登記がなければ、登記しなくても自分が相続人ですよ

という申出をすれば、それは義務を果たしたということになるんですけども、それもしなければ罰金ということになるので、そこらへんは徐々に出てくるんだらうと思うんですけど、基本は法務局がやっていくだらうとは思っています。以上です。

○議長 この件に対する意見と要望書についてですが、今まで文書で回答してなかったんですよ。文書で回答してくださいということをお願いし、文書での回答を約束しておりますので、回答が来たら皆さんに改めて情報を伝えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。他にございませんか。

○岩本農業委員 4番の地域計画の実現についてということで、農業委員会の予算拡充と農地利用最適化交付金配分方法の見直しということで載ってるんですけども、見直しというのはどんな見直しをするのでしょうか。

○農政管理係長 農地利用最適化交付金については、全国的にみると未執行が発生していて、使っていないという自治体もあってですね、必要な自治体、うちで言ったら100パーセント皆様に使っていただいている、未執行分を必要な自治体に配分、いらないところの分を再配分するといった制度ができないかという要望をしております。

○事務長 結局使っていない、そもそも請求していない自治体が予算が削られていってるんですよ、使っていないということは残ってるんで、じゃあいらないでしょうと財務省は判断するわけですよ。そうすると予算がどんどん減っていく悪循環になるので、本当はもっと欲しい自治体があるのだから、そこに使わせてほしいということをお望みに入っておりますので、そういう未執行が無くなれば、元々あった予算が削られていく傾向にあるのでそれを止めようという

○議長 はじめ57億くらいあったんですが、未執行額が増えていま四十何億くらいしかないんですよ。なので今事務長が言われたように、全然関係ないという地域もあるんですよ、はじめからうちはいらんという、そういうところが申請をしないもんですから、余るんですよ。それと、いろんな計算の仕方でも満額もらえないところがあったり、交付金がなかったりするもんですから、そういったものを皆さんに使えるように活動に応じてもっと増やしてほしい。今3段階ですよ、月に10日以上と、ですから、できれば活動日数当たりに合わせて交付金をつくれれば委員さんが活動。ですから皆さんもちょこっとのことでよかですけど、書いてください。もう面倒かですもんね、これよかっちゃうかと思うのもありますもんね、しかし、小さなことでも活動になりますので、とにかく書いて出さなきゃですね、交付金の対象になりませんのでよろしく願いいたします。

それから、地域計画の支援体制についてですが、今事務費だけ支援があったわけですね。地域計画のための集落会議をしてもお茶代とかお菓子代もなかったわけですよ。こういった少し予算を増やしてもらったらどうやろうかということをお願いをしたわけですよ。国もや

れやれというだけじゃなくて、それに対する支援体制をやってもらわんとということをお願いをしているわけです。他にございませんか。

○野本推進委員 去年1年間、三重小学校の取組みの芋づくりと稲作を広報に載せていただいてありがとうございました。おかげさまで、かんころもちができました。これをずっと続けていきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労様です。ありがとうございます。またよろしくお願ひします。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後に、その他の事項5「令和7年2月、3月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 それでは、これで1月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。